

江戸川区立小学校におけるいじめ・個人情報無断転載事案の放置及び不適切対応
(事実の隠蔽)に関する陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第99号

受理年月日 令和8年5月18日

付託年月日 令和8年6月19日

陳情者
.

陳情原文 我が子は、区立小学校在籍時から、学校及び教育委員会の不誠実な対応により、長期にわたる精神的苦痛を受けてきました。本件に関しましては、先日、区議会及び区側へ「要請書」を送付いたしましたが、事態の重大性と学校・教育委員会の隠蔽体質に鑑み、この度、当該要請書の内容を正式に「陳情書」として提出し、議会における厳正な審査と当事者への追及を求めるものです。経緯は以下の通りです。

1 2年6か月にわたる不作為と隠蔽の疑い

2023年11月のいじめ認定以来、前任の指導主事らは詳細な経緯や調査状況について、一度も報告を行わず、2年半にわたり事案を放置しました。この間の協議実態があるにも関わらず、自己情報開示請求において「記録が存在しない」等の不当な回答がなされる懸念があり、組織的な証拠隠滅を強く疑わざるを得ません。

2 重大事態の定義に関する重大な事実誤認

教育委員会が提示した調査報告書は、2024年9月からの「SNS個人情報無断転載」とそれに対する学校側の不誠実な対応により、娘が不登校(60日間)を経て転校を余儀なくされた事実(いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の重大事態)を正当に調査・反映していません。教育委員会側の認識は、法律に定められた重大事態の本質から著しく逸脱しています。

3 虚偽・矛盾を含む「ずさんな報告書」の拒絶

提示された概要版報告書には、未発生の事象(二次被害)が記載される等の時系列の矛盾があり、さらにSNS個人情報無断転載、なりすまし行為についても一部が未だ放置(デジタルタトゥー化)されているにも関わらず「解決済み」とするなど、事実と反する極めてずさんな内容です。裁判所に提出済みの50枚以上に及ぶ膨大な証拠資料すら無視した本報告書は、到底受け入れられません。

4 事実の隠蔽の発覚(現在)

令和8年5月15日、前学校側から届いた書面(二次被害の学校側の対応)によ

(裏面に続く)

り、これまで一切説明のなかった「いじめ認定を裏でしていた」という事実が突如として判明いたしました。担当指導主事や学校が保護者に対して重大な事実を隠蔽し、説明を拒んできた動かぬ証拠です。転校を理由に保護者への義務である連絡や説明を怠り、勝手に事案の幕引きを図ろうとした教育委員会の体質は極めて悪質であり、情報管理として適切に対応しているとは到底いえません。

つきましては、区議会におかれましては、江戸川区教育委員会及び当該学校に対し、以下の事項を徹底するよう指導・改善を求めます。

記

- 1 2023年11月の事案から2024年9月のSNS個人情報無断転載に至るまで、学校及び教育委員会が保護者に不適切な対応を続けてきた経緯について、第三者を含めた徹底的な調査と説明を行うよう指導すること。
- 2 被害児童が60日以上の不登校及び転校に追い込まれた事態を重く受け止め、普通のいじめ認定であっても国の方針（保護者への迅速な連絡・情報共有）を遵守していなかった学校及び担当指導主事の管理責任を明確にすること。
- 3 学校現場及び教育委員会において、いじめ対応ガイドラインや個人情報保護のルール（情報管理）が適切に機能しているか、議会として厳格な監査を行うこと。